

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者期間については、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その喪失時点で脱退手当金受給資格のある者は申立人を含め8人確認できるところ、脱退手当金の支給記録がある者は4人(申立人を含む。)であり、そのうち一人は、「自分で社会保険事務所(当時)へ行って請求の手続をしたと思う。」と述べている上、脱退手当金の支給記録の無い4人のうち1人は、「会社から脱退手当金についての説明を受けておらず、会社が代行して請求手続を行うことも無かった。」と述べていることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、A社B支店において、当時、経理事務を担当しており、申立人から厚生年金保険被保険者証を受け取ったとしている同僚は、その際に、「被保険者証は、一生使うものだから無くさないこと。脱退したら損になるから脱退しない方が良い。」と言われたと述べている。

さらに、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約3か月後の昭和47年3月29日に国民年金に任意加入し、脱退手当金が支給決定されたとする時期には、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、

申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

申立期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与台帳及び平成19年6月分の支給控除一覧表により、申立人は、同年6月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで
申立期間は、A社からB社へ異動した時期であるが、両社はグループ会社であり、勤務は継続していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和56年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和56年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の同保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年8月21日、同資格喪失日は30年11月3日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年8月から28年10月までは2,000円、同年11月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年7月までは7,000円、同年8月から30年10月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月21日から30年11月3日まで
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名で、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和24年8月21日、資格喪失日の記載無し）が確認できる。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚7人は、いずれも、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、申立期間前後において、当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者13人（申立人が一緒に勤務していたとする同僚7人を除く。）に照会したところ、回答を得られた4人のうち3人は、「申立人を知っている。申立人は工員として勤務していた。」と供述していることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合の被保険者記録には厚生年金保険の被保険者資格喪失日が記載されていないものの、申立人は、「在職中に経営者が変わった。それに伴い社名がA社からB社に変更になった。」と供述しているところ、商業・法人登記簿謄本によると、A社は昭和30年11月2日にB社に商号変更していることが確認できる上、事業所名簿によると、A社は31年1月1日にB社に吸収されたことを理由に同保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、及び上述の回答が得られた4人のうち、同日にA社における被保険者資格を喪失していることが確認できる一人は、「A社はC社と合併し社名がB社に変更になったが、申立人はその時も勤務していた。」と供述していることを踏まえると、申立人は、少なくとも、A社がB社に商号変更した30年11月2日まで勤務していたことが認められる。

また、A社の被保険者名簿によると、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記載が無く、オンライン記録にも収録されていない被保険者記録が散見されることから、社会保険事務所（当時）における記録管理が適切に行われていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和24年8月21日、同資格喪失日は、当該事業所がB社に商号変更した日の翌日の30年11月3日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録及び申立人とほぼ同年齢の同僚の記録から、昭和24年8月から28年10月までは2,000円、同年11月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年7月までは7,000円、同年8月から30年10月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は20万円、17年7月15日及び同年12月16日は23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月16日

年金記録によると、A社から支給された、申立期間①、②及び③の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、事業主から提出された銀行通帳の写し、事業主の供述、申立人から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票及びB市から提出された申立人に係る平成18年度市民税県民税申告書(平成17年所得分)により確認できる支払金額及び社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記銀行通帳の写しに記載されている賞与支払金額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び⑤の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成21年6月30日は20万円、22年6月30日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年5月1日から23年5月26日まで
② 平成21年6月30日
③ 平成21年10月30日
④ 平成21年12月30日
⑤ 平成22年6月30日
⑥ 平成22年10月29日
⑦ 平成22年12月28日

申立期間①について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額は、実際に給与から控除されていた保険料よりも低額であるので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、それぞれ賞与が支給されたが、ねんきん定期便に記載されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成21年5月、同年7月から同年9月までの期間、

同年11月、22年1月から同年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年11月及び23年1月から同年4月までの期間について、申立人から提出されたA社に係る給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成21年6月及び22年6月について、申立人から提出された当該事業所に係る給与明細書により、いずれの月も、給与と共に賞与が支給されていることが確認できるところ、給与明細書の厚生年金保険料控除額欄に記載されている金額は、両月とも給与額に見合う標準報酬月額及び賞与額に見合う標準賞与額に厚生年金保険料率を乗じて求めた同保険料の合計額と一致していることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる給与額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成21年10月、同年12月、22年10月及び同年12月について、申立人から提出された当該事業所に係る給与明細書によると、それぞれ、給与と共に賞与が支給されており、給与額については上記の21年6月及び22年6月と同額であることが確認できるところ、給与明細書の厚生年金保険料控除額欄に記載されている金額は、各月とも給与額に見合う標準報酬月額に厚生年金保険料率を乗じて求めた同保険料と一致していることが確認できることから、賞与から同保険料は控除されておらず、給与のみから控除されていたものと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる給与額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び⑤について、上記1のとおり、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、給与明細書で確認できる賞与額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成 21 年 6 月 30 日は 20 万円、22 年 6 月 30 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④、⑥及び⑦について、上記 1 のとおり、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受けていたことは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2342 (事案 774、1588、1887、2056、2254 及び 2302 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年1月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年1月まで
② 昭和49年9月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付したので、年金記録を訂正してほしいと第三者委員会に6度申し立てたが、年金記録の訂正は不要との文書もらった。その第三者委員会の判断の理由の一つに、「申立人は、国民年金保険料の納付方法について、毎月、A市B区役所で納付したとしているが、同市において保険料が毎月納付となったのは昭和60年4月からであり、申立期間の大部分が3か月ごとの納付方式であった。」となっている。

しかし、知人の国民年金手帳に貼り付けられた国民年金領収書によると、申立期間の国民年金保険料が3か月以外の月数で納付していることが確認できるので、私が毎月保険料を納付していた証明として知人の国民年金手帳の写しを提出する。

また、私の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを、二人の知人が証言してくれるので、再度審議をしていただき、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人は、国民年金保険料の納付方法について、毎月、A市B区役所で納付したとしているが、同市において保険料が毎月納付となったのは昭和60年4月からであり、申立期間の大部分が3か月ごとの納付方式であったこと、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと等を理由として、既に当委員

会の決定に基づく平成 21 年 1 月 20 日付け、22 年 6 月 15 日付け、23 年 2 月 15 日付け、同年 7 月 1 日付け、24 年 6 月 29 日付け及び 25 年 6 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして 7 回目となる申立てを行い、新たな資料として、知人の国民年金手帳の写しを提出し、「A 市の国民年金保険料の納付方法は、当時、通常 3 か月納付の方式であったが、当該国民年金手帳によると、3 か月以外の月数による納付が行われていたことが確認できるので、私が毎月保険料を納付していたことを証明するものである。」と主張している。当該国民年金手帳に貼付されている国民年金保険料の領収書によると、申立期間の国民年金保険料が 3 か月以外の月数で納付されていることは確認できるものの、当該事実は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことの確認につながるものではなく、記録を訂正すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる知人として、新たに二人の名前を挙げていることから、当該二人に聴取したものの、いずれからも申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言を得られず、ほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
申立期間は、A市に臨時職員の事務員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市から提出されたA市職員履歴書、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A市に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A市教育委員会及びA市人事課は、いずれも「当時の関係書類は保存しておらず、厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「私と同様に、昭和 50 年 11 月 1 日に、A市の臨時職員として採用された同僚が一人いた。当時、臨時職員は、私とその同僚の二人のみであった。」と供述しているところ、名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない上、A市に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したものの、当該同僚と考えられる厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司又は同僚であったとするA市の正職員7人の名前を挙げているところ、当該7人のうち個人が特定できた2人は、いずれも「臨時職員の社会保険の取扱いは分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、A市に係る被保険者原票を確認したものの、申立期間において申立人の名前は無く、一方、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月頃から 47 年 12 月頃まで
② 昭和 56 年 4 月頃から同年 7 月頃まで
③ 昭和 58 年 6 月頃から同年 10 月頃まで

申立期間①は、A事務所に、申立期間②は、B社（現在は、C社）D支社に、申立期間③は、E社D支店に臨時職員としてそれぞれ勤務していたが、年金記録によると、全ての申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び事業主の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は無い。

また、事業主は、「当時の資料は無い。当事務所は個人事業であり、厚生年金保険の強制適用事業所となる業種でもないため、これまで、同保険の適用事業所になったことは無い。当事務所の従業員を同保険に加入させていたことは無く、同保険料を給与から控除したことも無い。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚3人の名前を挙げているものの、いずれも個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人は、「申立期間②は、当初から3か月間の約束でB社D支社に勤務した。その後、再度、勤務してほしいと頼まれたため、昭和57年11月から58年1月までの3か月間についても勤務しているが、その期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間②についても、同保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、C社は、「資料が無いため、当時の状況は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない上、同社は、「当時、外交員の雇用形態が複数あり、それぞれ採用条件が異なっていたため、申立人が2回目に勤務した期間のみ厚生年金保険に加入させていた可能性がある。」と回答している。

また、申立人は、当時の同僚4人の名前を挙げているものの、いずれも姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた16人に照会し、10人から回答が得られたところ、そのうち、申立人と同様に、同社D支社に勤務していたと供述している4人は、いずれも申立人を記憶していない上、当該4人のうち、同社から業務を請け負っていたと供述している一人を除く3人は、いずれも「採用された当初に研修期間があり、その後、営業業務に従事したが、採用された当初の数か月間は試用期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。ある程度まで仕事ができるようになった後に正社員となり、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の勤務状況に関する具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、E社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社D支店は、平成12年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社本社は、「当時の資料は残っておらず、当時の状況も不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、E社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚12人（申立人が名前を挙げた同僚5人を含む。）に照会し、9人から回答が得られたところ、当該9人のうち、「当時のことは何も覚えていない。」と供述している一人を除く8人は、いずれも「申立人を記憶していない。私は正社員であっ

た。」と供述しており、申立人と同様に、臨時職員として勤務していたと供述している者はいない上、当該8人のいずれからも、正社員以外の従業員に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③当時、E社D支店は、F厚生年金基金及びG健康保険組合に加入する適用事業所であったことが確認できるところ、企業年金連合会は、「申立人が厚生年金基金の加入員であった記録は無い。」と回答している上、G健康保険組合も、「申立人が組合員であった記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 7 日から平成 3 年 5 月 17 日まで
申立期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、年金記録によると、申立期間は、国民年金に加入し、同保険料を納付している記録となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和 59 年 11 月 2 日にB社を組織変更して設立され、その後、平成 4 年 10 月 30 日にC社に商号変更していることが確認できるところ、同社の事業主であり、申立人が名前を挙げた同僚の回答から判断すると、申立人は、昭和 59 年 11 月から平成 3 年 3 月までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「B社を組織変更してA社にしたことを契機に、同社の従業員であった私と同僚の二人に厚生年金保険を適用することにした。その後、同社を同僚に譲渡するまでの申立期間は、同保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、平成 6 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立期間当時、A社が適用事業所に該当していた記録は無い。

また、C社の事業主は、「申立人から、当時の資料の一部を引き継いだ可能性はあるが、現在、当時の資料は一切保管していない。申立期間当時、A社に勤務していたのは、私と申立人の二人だけであり、厚生年金保険には加入していなかった。その後、申立人が退社し、同社をC社に商号変更した後に、同保険の適用事業所となるための手続を行っている。申立期間当時は、国民年金に

加入し、同保険料を納付しており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と回答しているところ、オンライン記録及びD市が作成した国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、同人は、申立期間において、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付している記録となっていることに納得できない旨主張しているが、オンライン記録及びD市が作成した国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、申立人及びその妻は、申立期間を含む昭和50年5月8日から平成4年4月1日までの期間について、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 8 月 30 日まで
申立期間は、A社B出張所（現在は、C社）で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間中にA社B出張所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、C社へ照会したが、「資料等は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶する上司は、「申立人は、申立期間中に勤務していたと思うが、厚生年金保険の加入については事務担当者が行っていたので個々人については分からない。なお、事務担当者は既に死亡したと聞いている。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は、申立期間中に、申立人と一緒に勤務していたと供述しているものの、当該二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは申立期間後であり、申立期間については、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者であった形跡は無く、その一部の期間は、別の事業所で厚生年金保険に

加入していたことが確認できる上、兩人とも申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していたかどうかについては、「記憶が無い。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間当時に被保険者期間を有する 38 人のうち、所在が確認できた同僚 17 人に照会し、3 人から回答が得られたものの、全員が申立人を記憶しておらず、これらの者からは申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から47年6月30日まで

申立期間は、A社の代表取締役として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時、社会保険事務については、経理担当者に一任しており、会社の代表印も預けていたので厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和46年10月25日付けでB社に商号変更されていることが確認できるところ、申立人は、同年5月31日付けでA社の代表取締役を退任し、その後、B社において、申立期間の一部を含む同年10月25日から現在に至るまでの期間のうち、一部期間を除いて代表取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和47年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時、同社及びB社の代表取締役である申立人は、「当時の資料は保存されていない。」と回答しており、申立人が社会保険事務について一任していたとする経理担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、商業・法人登記簿謄本によると、A社の取締役は、申立人以外に二人確認できるところ、そのうち一人は、オンライン記録により同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できたものの、既に死亡しており、他の一人は、同社において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、「申立期間当時、A社の業務には関与しておらず取締役になっていることも知らなかった。した

がって、同社の状況や厚生年金保険の取扱いについては全く分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の加入記録が確認できた5人（申立人及び前述の取締役を除く。）は、いずれも申立期間前に同社における同保険の被保険者資格を喪失している上、唯一生存及び所在が確認できた者は、「退職後の状況や、厚生年金保険のことは分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができなかった。

なお、申立人は、「A社では、社会保険事務を経理担当者であった者に一任し、会社の印鑑等も預けていたことから、同社が廃業するまでは厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているが、前述のとおり、当該経理担当者は既に死亡しており、回答が得られた上記の取締役及び同僚は、「経理担当者の勤務状況及び会社印等の管理状況については分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。